

議員提出第2号議案

品川区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月26日

提出者

|         |         |
|---------|---------|
| まつざわ 和昌 | 若 林 ひろき |
| 大倉 たかひろ | こしば 新   |
| せ お 麻 里 | 西 村 直 子 |
| こんの 孝 子 | 塚本 よしひろ |
| 松永 よしひろ | 山本 やすゆき |
| 安 藤 たい作 | 石 田 ちひろ |
| 須 貝 行 宏 |         |

品川区議会議長

渡 辺 ゆういち 様

品川区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

品川区議会個人情報の保護に関する条例（令和5年品川区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表以外の部分中「および第29条」を削り、同項の表の右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「または報酬、福利厚生に関する事項その他」を「もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項または」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」および「この章および第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章および第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章および第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）および第12条第5項の改正規定（「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日

(2) 第52条から第54条までの改正規定 令和7年6月1日

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前にした行為の処罰については、改正後の第52条から第54条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明) 番号利用法および刑法等の改正に伴い所要の改正を行うほか規定の整備を行う必要がある。